

認定を受けることによる効果

支援ネットワークの構築

- 既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士法人等の支援事業を行う者を認定することで、支援の担い手の多様化・活性化を図るとともに、知識や経験のある専門家を活用し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うための体制を整備。
- 地域全体における中小企業に対する支援機能の質が更に高まり、地域の中小企業に対する支援の輪が一層広がることを期待。

認定支援機関等への支援措置

- 技術、知財管理、海外展開等をはじめ様々な分野について、メーカーや商社等の企業実務経験者等の専門家を中小機構から派遣。
 - 金融機関等が資金の貸付を行う際の信用保証について、当該金融機関等の経営支援によるリスク低減に応じて保証料が減額される仕組みを構築。
- ※なお、NPO法人等について、中小企業信用保険法の特例措置(中小企業者みなし)を講ずる。

今後の施策における位置づけ

- 認定支援機関には、中小企業施策の情報提供、広報の役割を担っていただくことに加えて、地域ごとに悩みを身近に相談し、解決できる新たな「知識サポート」プラットフォームの仕組みにも位置付けて、中小・小規模企業に対する支援を充実させ、経営力強化を図っていく。